

平成17年2月8日

各 位

会社名 株式会社ライブドア

代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 堀江貴文

(コード番号 4753 東証マザーズ)

問い合わせ先 取締役 熊谷史人

TEL 03-5788-4753

## 2010年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 17 年 2 月 8 日開催の当社取締役会において、2010 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称

株式会社ライブドア 2010 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という)

2. 社債の発行価額

本社債の額面金額の100%(各本社債額面金額1億円)

3. 新株予約権の発行価額

無償とする。

4. 払込期日及び発行日

2005年2月24日

5. 募集の方法

第三者割当の方法(海外における私募)により、全額を Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited に割当てる。

- 6. 新株予約権に関する事項
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。



する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する新株予約権の総数

800個

(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額(以下「転換価額」という。) は、 当初 450 円(以下「当初転換価額」という。) とする。

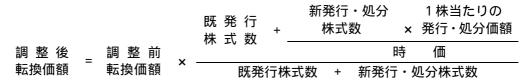
#### 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎週金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日までの3連続取引日(終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前取引日までの3連続取引日とする。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後転換価額が157円(以下「下限転換価額」という。但し、下記により調整される。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

#### 転換価額の調整

ては米国における募集は行なわれません。

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行または処分する場合(但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券 又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は公使による場合を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。



また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社 普通株式に転換され若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる権利(新株予 約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行その他一定の事由が生じた 場合にも適宜調整される。

(4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は平成17年2月7日の株式会社東京証券取引

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、上記社債につい



所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

(5) 新株予約権の行使請求期間

2005年2月25日から2010年2月23日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

当社が本社債を繰上償還する場合、又は、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還 日又は期限の利益喪失日以降本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予 約権の一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額 転換価額(但し、上記(3) によって調整された場合は調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額と し、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (9) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第 293 条の 5 による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(9月 30 日及び 3月 31 日に終了する各 6 か月の期間をいう。)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

## 7. 社債に関する事項

(1) 発行総額

800 億円

(2) 社債の利率

本社債には利息を付さない。

(3) 満期償還

2010年2月24日(償還期限)に本社債額面金額100%で償還する。

(4) 繰上償還

コールオプション条項による繰上償還

当社は、その選択により、本社債所持人に対して 10 日以上の事前の通知を行うことにより、2005年3月以降、毎月の各取引日において、残存本社債の全部又は一部(但し、額面金額合計 100 億円以上)をその額面金額に対する下記の割合で表される償還金額により繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

2005年3月1日から2005年3月31日まで	107%
2005年4月1日から2005年4月30日まで	106%
2005年5月1日から2005年5月31日まで	105%
2005年6月1日から2005年6月30日まで	104%
2005 年 7 月 1 日から 2010 年 2 月 23 日まで	103%

# 税制変更による繰上償還

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行なうことはできません。米国において証券

の募集が行なわれる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。なお、上記社債につい

ては米国における募集は行なわれません。



日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し一定の特約に基づく追加金の支払の必要があること、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ないことを本社債所持人に了解させた場合、当社は、いつでも、本社債所持人に対して 10 日以上の事前の通知を行った上で本社債の全部又は一部(但し、額面金額合計 100 億円以上)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

本社債所持人による一定期日における繰上償還請求

本社債所持人は、その選択により、10 日以上の事前の通知をその保有する本社債券とともに当社に対し送付することにより、2007年2月26日において、その保有する本社債を本社債額面金額で償還することを請求することができる。

本社債所持人による一定事由発生に伴う繰上償還請求

本社債所持人は、当社普通株式が上場廃止となった場合、その他一定の事由が発生した場合、残存 本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で償還することを請求することができる。

当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還請求

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、当社は、本社債所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債額面金額で償還することを請求することができる。

## (5) 買入消却

当社又は当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法によりいつでも本社債を買入れ、保有又は売却することができる。当社が本社債を買入れた場合、その選択により当該本社債を消却することができ、かかる消却と同時に、当社は当該本社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。また、当社の子会社が本社債を買入れた場合、当該子会社は当該本社債に係る本新株予約権とともにこれを放棄することができる。

(6) 社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

(7) 担保又は保証

本新株予約権付社債には株式会社ライブドア・パートナーズによる保証が付される。

(8) 財務上の特約

担保設定制限が付される。

8. 上場取引所

該当なし

9. 代用払込に関する事項

本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。



## (ご参考)

#### 1. 資金の使途

## (1) 今回調達資金の使途

手取金は、当社の M&A 資金等に充当する予定です。

# (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

## (3)業績に与える見通し

手取金を当社の M&A 資金等に充当する結果、当社の企業価値を高めるものと考えておりますが、現時点で今期の当社の業績見通しに変更はありません。

## 2 . 株主への利益配分等

## (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する適正な利益還元を経営の最重要課題の一つと捉えており、利益配当につきましては、各期の経営成績をふまえた上で、企業体質の一層の強化と、今後の事業展開のための内部留保の必要性を勘案し決定することを基本方針としております。現在当社は、企業価値の最大化のために積極的に事業の拡大に努めており、当面は内部留保の充実を図っていく所存であり、当期(平成 17 年 9 月期)におきましては、配当を実施しておりません。

### (2)配当決定にあたっての考え方

当面の配当金額につきましては、当該事業年度の業績および上記の基本方針に基づき、決定しております。

#### (2)過去3決算期間の配当状況等

(単体)	平成 14 年 9 月期	平成 15 年 9 月期	平成 16 年 9 月期
1株当たり当期純利益	8,204.09円	826.17 円	2.17 円
1 株当たり配当金 (内1株当たり中間配当金)	円 ( - )	円 ( - )	円 ( - )
実質配当性向	%	%	%
株主資本利益率	4.32%	3.02%	%
株主資本配当率	%	%	%

#### (注)

- 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数によっております。
- 2. 各決算期の1株当たり配当金、実質配当性向及び株主資本配当率は、利益配当が実施されていないため、いずれも記載しておりません。
- 3. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。



## 3. その他

#### (1) 潜在株式による希薄情報等

当社は、新株引受権方式によるストックオプション制度を運用しており、旧商法第 280 条 / 19 第 2 項に基づく新株予約権数、発行価額、資本組入額及び行使期間は次のとおりであります。

	平成 16 年 9 月 30 日現在			平成 16 年 11 月 30 日現在				
株主総会の 特別決議日	新株予約権 の目的とな る株式の数 (株)	発行 価額 (円)	資本組 入額 (円)	行使期間	新株予約権 の目的とな る株式の数 (株)	発行 価額 (円)	資本組 入額 (円)	行使期間
平成 13 年 7 月 19 日	351,165	58	29	平成 15 年 7 月 20 日 ~ 平成 22 年 7 月 19 日	350,165	58	29	平成 15 年 7 月 20 日 ~ 平成 22 年 7 月 19 日
平成 14 年 12 月 20 日	600,000	247	124	平成 16 年 12 月 21 日 ~ 平成 18 年 12 月 20 日	600,000	247	124	平成 16 年 12 月 21 日 ~ 平成 18 年 12 月 20 日
平成 15 年 12 月 19 日	5,000,000	451	226	平成 17 年 12 月 20 日 ~ 平成 19 年 12 月 21 日	5,000,000	451	226	平成 17 年 12 月 20 日 ~ 平成 19 年 12 月 21 日

## (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況 エクイティ・ファイナンスの状況

公募増資				
発行株式数	80,000 株			
払込金総額	5,175,600,000 円			
発行日	平成 15 年 10 月 1 日			
発行価格	64,695 円			
発行価額	60,609円			
資本組入額	30,305 円			

公募増資				
発行株式数 6,000,000 株				
払込金総額 38,274,000,000円				
発行日	平成 16 年 4 月 23 日			
発行価格	6,379 円			
発行価額	5,978 円			
資本組入額	2,989 円			

#### 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

		平成 14 年 9 月期	平成 15 年 9 月期	平成 16 年 9 月期	平成 17 年 9 月期
始	値	330,000 円	253,000 円	68,300円	408 円
高 値	485,000円	600,000円	292,000円	474 円	
		106,000 円	18,020 円	4/4 J	
安	安 値 242,000円	242,000 円	98,000円	72,820 円	310 円
女 ॥	242,000 🗇	49,000円	355 円	31013	
終	値	260,000円	67,800 円	417 円	450 円

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。



株価収益率	31.69 倍	82.07 倍	192.55 倍	616.44 倍

(注)

- 1. 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。
- 2. 平成17年9月期の株価については、平成17年2月7日現在で表示しています。
- 3. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。
- 4. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

## (3)株式貸借取引

今回の調達に伴い、当社筆頭株主及び代表取締役社長兼最高経営責任者である堀江貴文は、その保有する 当社発行普通株式の一部をリーマン・ブラザーズ証券会社グループに貸借する合意を行っております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行なわれません。